

第1回葛城市入札監視委員会定例会議議事概要

(定例会議)

開催日時	令和4年2月21日(月)午前9時00分～午前11時20分	
開催場所	葛城市役所 新庄庁舎3階 301会議室	
出席委員	(委員長)竹橋正明、(抽出委員)堀川善弘、村井愛	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
抽出事案	総件数 5件(全288件)	・委嘱状交付、委員長選出、抽出委員選出 ・議題 ①葛城市の入札契約制度の概要について ②指名停止等の運用状況について ③再苦情処理について ④入札契約方式別の発注状況について ⑤抽出事案の審議について
一般競争入札	1件(全1件)	
指名競争入札	2件(全130件)	
随意契約	2件(全157件)	
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問	回答
	予定価格は公表しないのですか。	入札については事前に公表をしていますが、各課で実施している随意契約については公表せず見積もり合わせをしています。
	農林課の指名停止の業者について、1月以上の工事着手遅れによる1月未満の履行遅滞ということで処分されていますが、これ以外に指名停止に該当する案件はなかったのですか。	毎年、前年度に行った契約について問題等がなかったか各課に対し調査を実施しております。今年度は、この1件のみ報告を受けており、事業者及び担当課から事実確認を行いました。
	指名停止の期間については、何か基準があるのでしょうか。	「葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領」に基づき期間を設定しています。
	令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間において、再苦情はなかったようですが、基本あまりないものですか。	契約内容についての苦情は年に数回あり、窓口等で対応しています。その対応に納得されず入札監視委員会で調査審議をしていただくような再苦情はありませんでした。
	令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間におけるプロポーザルの平均落札率(85.23%)が低いと感じましたが要因的なものがあるのでしょうか。	たまたまこのような結果になっただけで、特に要因はありません。
	最低制限価格とはなんですか。	ダンピング防止、品質保証の確保、下請けの人件費等を確保するため、技術上常識で考えられないような低価格の落札を防止するために設けた制度です。全ての契約に

	<p>において設定しているわけではなく、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認める契約において設定しています。</p>
<p>【一般競争入札】</p> <p>1. 葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事(子育て福祉課)</p>	
<p>抽出理由:一般競争入札から1件以上抽出する必要があるため。</p>	
<p>入札金額同額のため、「くじ」を行ってなっていますが落札者の決定は、金額以外の考慮はないのですか。</p>	<p>一般・指名競争入札は、仕様書・設計書等を示し、現場確認等も行い、こちらの指示どおりに工事施工していただくので、入札金額が一番低い応札者と契約を行います。</p>
<p>葛城市では1億円以上から一般競争入札になることに驚いています。県は3千万円以上からです。総合評価方式も導入し、価格と技術提案を評価し、落札者を決定しています。葛城市では総合評価方式を導入する予定はないのですか。</p>	<p>過去に総合評価方式を採用していましたがやり方に問題があると指摘を受けたため、現在は行っていません。現在、入札契約改善推進事業を活用し、国土交通省等から助言をいただきながら総合評価方式の導入、一般・指名競争入札の基準の見直しなどを行っているところです。</p>
<p>【指名競争入札】</p> <p>2. 公共施設緑化管理業務委託(建設課)</p>	
<p>抽出理由:落札率が極端に低い。適正価格であるか。</p>	
<p>造園関係の落札率が全体的に低い。特に落札率が44.81%と低い「公共施設緑化管理業務委託」を審議案件として抽出しました。予定価格が646万8千円で落札金額289万8,500円となっていますが、適切な設計をされていますか。</p>	<p>仕様に箇所数、薬剤の用量、施工の回数等を詳細に記載し、完了検査も適切に行っています。落札率の低さについては、業者による工夫や近年の指名業者数の増加により、競争が働いたのだと思います。また、前年度落札した業者から見積書を徴し、予算を組んでいます。</p>
<p>646万8千円の見積書を提出した業者が289万8,500円で落札しているのですか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>見積書は徴したのは1者だけですか。</p>	<p>徴した見積書を参考にして、人工や経費を担当課で設計しています。</p>
<p>この結果に対して、他の業者から苦情はないのですか。</p>	<p>造園関係の落札率が極端に低いということについて、他の業者から何度かご相談を受けたことがあります。あまりにも安い金額で落札されるので、最低制限価格を設けても</p>

		らえないかという内容でした。
	見積もり段階で作業ボリュームを出しておきながら入札時に金額を下げる操作しているようにも取れます。最低制限価格の導入や見積書の複数取得等、見積書の取り方に気をつけられた方がいいと思います。	
【指名競争入札】		
3. 柿本地区管渠布設工事(下水道課)		
抽出理由:落札率が100%である。指名業者が適正か。		
指名競争入札で落札率が100%という理由で抽出しました。下水道の管渠布設工事を全てA1、Aランクの4業者で入札していることに対して、Bランク以下の業者から苦情はないのですか。		ありません。ただ、A1側からもっと低いランクでもできるのではないかと指摘はありました。
今後も落札率100%で、A1、Aランクの4業者で回していくのですか。A1、Aランクの業者は、県の工事もありますし、2億、3億の大きな工事と、この1、500万円の工事を比較すると、大きい工事を優先されると思います。この工事で4業者中2業者が辞退されているように他の工事に技術者を回すと辞退が増えると思います。そうすると落札率が100%となったり、不落になる可能性も出てくるため、業者育成を考えればBランクでも十分参加できるのではないかと思います。		そのとおりだと思います。合併後、A1、Aランクで入札を行っていますが、旧新庄町ではA1、Aランクで、旧當麻町はBランクも含めて入札をしていたと聞いています。Bランクの中でもできる業者、できない業者があると聞いていますが、Bランクの業者の指名も検討していかなければならないと考えています。
この4業者は、全て旧新庄町ですか。		矢羽田建設は旧當麻町です。
【随意契約】		
4. 庁舎機能再編に係る詳細調査等業務委託(庁舎機能再編推進室)		
抽出理由:落札率が極端に低い。適正価格であるか。		
19,999,100円の予定価格に対し、9,617,850円で契約をしている。この価格のギャップが理解できない。なぜこのようなことになるのですか。		現在、葛城市では當麻庁舎の危険性の排除に伴う機能再編に対して、議会で特別委員会を設置し、協議を重ねています。委員会の中で、詳細調査が必要となったため、昨年の4月に補正で2千万円の予算の枠

	<p>取りを行いました。前年度もこのNPO法人と公共施設等再配置検討支援業務の契約をしており、関連業務のため、今年度においても当該法人と随意契約を行いました。が、契約金額が廉価であったことから落札率が低くなったのだと思います。</p>
<p>前年度から委託契約しているこの法人から、今回の詳細調査等業務委託の見積書を改めて徴すべきだったのではないですか。</p>	<p>見積書が2千万円でした。</p>
<p>予定価格の設定のために見積書を徴したんですよね。その見積額から契約金額が半額近くなったことについて説明を求めています。不要になった業務等があるのでしたら、それを説明してください。</p>	<p>前年度も2千万円、今年度も2千万円で、この2千万円は枠取りで予算要求をしたものです。</p>
<p>予算要求の枠取りで2千万円を確保できたんですよね。それに対し、今年度業務を実施するに当たって、適切な仕様書を作成し、改めて見積書を徴すべきじゃないですか。今の説明ではこの予定価格19,999,100円に対する見積書の内容と9,617,850円で契約をした見積書の内容は異なると思います。</p>	<p>予算を取ったときは、まだはっきりとは分かりませんでした。</p>
<p>余裕を持って、2千万円でざくっと予算取りをしたことまでは分かります。その後の予定価格は、ざくっと設定していいわけではないですよね。予定価格を設定する以上は、その算出根拠があるはずです。</p>	
<p>漏れ落ちのないように2千万円でざくっと予算を組んで、契約をする段階で見積書を取り直していたら9,617,850円が上がって来たわけじゃないですか。その乖離がおかしいと思います。</p>	<p>この予定価格は、枠取りの2千万を上限に設定しています。</p>

<p>予定価格を19,999,100円としたら、その価格の仕事をしてもらわないといけない。予定価格の仕様書と契約時の仕様書の内容が違うということになってしまうので、そこは一段階抜けてしまっていると思います。</p>	
<p>今の説明では何のための予定価格だったのかということになってしまう。実際の請負価格と予定価格との関連性が、一作業飛ばしたことによって、予定価格の意味がなくなっている。しっかりと順序立てて行ってほしい。予定価格は、実際に発注する業務内容に応じた金額で設定してほしい。このNPO法人は、東京の事務所となっていますが、近くの業者でなくてよいのでしょうか。</p>	<p>NPO法人自体は東京にあり、この法人に所属されておられる前橋工科大学の准教授に前年度の再配置検討支援業務を請け負っていただきました。その方は、県の奈良モデルでも関わりがあったため、葛城地域のこともよくご存じです。</p>
<p>【随意契約】</p>	
<p>5. 第 3-602 号 勝根池改修工事に伴う測量設計業務委託(農林課)</p>	
<p>抽出理由:高額な随意契約である。受注が多い業者である。</p>	
<p>5件の同種の水路・水門の改修工事が同じ「奈良県土地改良事業団体連合会」と随意契約しているため、この業務委託を抽出しました。民間の測量会社もある中、この団体と随契契約をしている理由を教えてください。</p>	<p>土地改良事業を行う場合は、全てこの団体に測量設計等を依頼しているのが現状です。この業務委託が高額である理由は、防災減災事業だからです。防災減災事業では耐震が必要であるため、ボーリング調査を実施したことや特に耐震が必要な3面の堤体ということで、事業範囲が広いということが高額となった理由です。</p>
<p>高額な理由は分かりました。土地改良事業は民間の測量会社ではなく、全てこの団体と契約することになっているのですか。</p>	<p>この団体は、市町村に代わって技術的な指導・援助を行うという性質及び目的を有しており、「土地改良法」第111条の2に規定する土地改良事業を行うものの協同組織ということで設立されているため、葛城市の土地改良事業に関しては、私の知る限り全てこの団体をお願いしているが現状です。</p>
<p>土地改良事業は、民間の測量会社には頼めないということですか。</p>	<p>頼めないというか、頼んでいないのが現状です。</p>
<p>耐震工事でボーリング調査もあるとのことでしたが、土地改良事業団体に発</p>	<p>土地改良事業団体が直営でされておられるわけではないと思います。詳細は分かり</p>

	注して、その後この団体が民間の測量会社に下請け発注するというのですか。この団体は一括して請け負っているだけで直接施工されているわけじゃないですよね。	ませんが、一部は民間の測量会社に下請け発注されていると思います。
	随意契約は、この業者でないと施工できないということだと思いますが、この団体と土地改良区の間で事業実績があり、信頼関係があるということなのでしょう。	そうですね。葛城市に所在する池や農地は水利組合、土地改良区が維持管理をしておられます。それらを取りまとめている団体ということで、信用度も勘案してのことだと思います。
	請負業者との間に団体が入ると割高になるのではという感想を持ってしまいますが、責任の重い仕事ですし、土地改良区、水利組合の方々の理解も得やすく、他の民間の測量会社に発注しても請負価格に差がないのだったら、この団体との随意契約も理解できます。	「土地改良法」で非営利団体と定められているため、信用しているところもあります。
	非営利団体だから信用があるというのは違うと思います。どこの業者に発注しても同じ価格になるか検証されてはどうですか。	
	会計検査時にも請け負った業務に対して責任を取れるかどうかも押さえておかなければいけないと思います。	土地改良事業団体は、会計検査と一緒に立ち会って責任を持って保障していただいています。
		土地改良事業団体は、県ともやり取りがあるのでお願いしているところもあります。また、葛城市だけではなく、県内市町村が同じような状況だと思います。
委員会意見の内容	<p>【一般競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入、一般競争入札の対象基準の見直し <p>【指名競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の適正な設定、見積書の複数取得、予定価格に対応する等級区分の見直し <p>【随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の適正な設定、見積書の複数取得 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の抽出委員に村井委員を選出した。 ・次回の定例会議の開催は、令和4年7月予定とする。 	